

令和4年1月4日から

# 建設リサイクル法に基づく届出の電子申請について

## 代理人による手続きが可能になります！

**建築物以外**の**工作物の工事(土木工事等)**における届出が対象です。

建築物に係る工事の届出については電子申請システムでの提出ができません。  
まちづくり局建築管理課窓口へ届出書を提出してください。



お問い合わせ

建設緑政局総務部技術監理課

(044) 200-2764

## 電子申請による届出について

### ■ 対象の届出

「土木工事等(建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等)」に該当するもの。

※届出書及び委任状の押印は不要です。

※窓口での申請受付は継続します。

### ■ 申請期限

工事着手日の7日前(仮設工事を含む)までに申請を行ってください。

※申請は24時間可能ですが、閉庁時又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、次の開庁日が工事着手7日前になるように電子申請手続きを行ってください。

### ■ 申請に必要な書類

以下の書類を電子申請時に添付してください。

- 1 届出書(様式第一号) ※届出書及び委任状については押印不要です。
- 2 計画表(別表3)
- 3 委任状 ※発注者又は自主施工者が自ら申請する場合は不要です。
- 4 案内図
- 5 図面又は写真 ※
- 6 工程表

1つのPDFファイルに  
まとめて添付してください。



※ 添付可能なファイルサイズを超える場合は、「4 図面又は写真」を、別途郵送することも可能です。

ただし、工事着手7日前までに届くように郵送してください(上記「■ 申請期限」の日付までに、図面又は写真が届くように郵送してください。)

## 申請の流れ

### ① 利用者登録(初回のみ)

「ネット窓口かわさき」から必要事項の入力を行い、登録を行います。

川崎市ホームページ→「暮らし・手続き」→届出・手続・相談「ネット窓口かわさき」  
→利用者メニュー「利用者登録」→**利用者登録**

### ② 申請作業

申請ページから必要事項の入力、必要書類の添付を行い、申請します。

川崎市ホームページ→「暮らし・手続き」→届出・手続・相談「ネット窓口かわさき」  
→申請メニュー「電子申請手続き一覧」→「粗大ごみ・廃棄物・リサイクル」  
→**「建設リサイクル法に基づく届出(土木工事等〔建築物に係る工事は除く〕)」**

### ③ 届出済通知書の送付

当市担当職員による確認作業後、利用者登録時に設定されたメールアドレスへ、受付番号が記載された「受領書」「届出済シール(印刷用)」をPDFデータで送付します。

(書類提出後1週間経過しても送付がない場合は、御連絡ください。)

※「届出済シール(印刷用)」を印刷し、工事現場に掲げる標識に貼り付けしてください。